

身体拘束適正化のための指針



株式会社ニライハート
有限会社ニライハート
しあわせ駅

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は、利用者の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その利用者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為のことです。

株式会社ニライハート(以下、「事業者」という)では、障がい児(以下、「利用者」という)お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

- ① 車いすやベッド等に縛りつける
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

② 目指すべき目標

身体拘束を行わない療育を提供することが原則であるが、3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て、やむを得ず拘束を実施する場合があります。その場合もできる限り早く、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

事業者は、次の方針を定め、身体拘束防止に努めます。

① 利用者の理解と基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 研修等に参加し、事業所全体の資質向上に努めます。

施設内外の研修に参加する等、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくりま

③身体的拘束適正化のため利用者およびご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

虐待防止委員会とあわせ身体的拘束適正化検討委員会(以下、「委員会」という)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

委員会は、年に2回以上、定期的を開催いたします。

(2) 委員会の構成員

委員会は、管理者、児童発達支援管理責任者等で構成します。

必要に応じて第三者の助言を得ます。

(3) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③ (身体的拘束を行っている利用者がある場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ (身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、従業者に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

事業者は、身体的拘束適正化のため職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容等を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 指針の閲覧について

本指針は、各事業所に保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように当施設のホームページへ公表します。

令和4年6月21日